

(案)

柏原市都市計画道路田辺旭ヶ丘線再評価委員会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、柏原市が実施する都市計画道路田辺旭ヶ丘線整備事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(対象とする事業)

第2条 対象とする事業は、都市計画道路田辺旭ヶ丘線整備事業とする。

(再評価の視点)

第3条 再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

(1) 事業の必要性等に関する視点

- 一 事業の進捗状況
- 二 事業を巡る社会経済情勢の変化
- 三 費用便益分析等の効率性
- 四 安全、安心、活力快適性等の有効性

(2) 事業の進捗の見込みの視点

(意見の聴取)

第4条 再評価委員会は、必要に応じ、外部専門家等の意見を聴取することができる。

2 再評価委員会は、事業に関係する管理者等に対し、意見を聴取することができる。

(再評価委員会の意見の尊重)

第5条 市長は、再評価委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

(結果等の公表)

第6条 再評価結果及び対応方針等は公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年2月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「都市計画道路田辺旭ヶ丘線再評価実施要綱（平成17年6月13日制定）」は、廃止する。